

利用者負担額の算定

利用者負担額は、保護者の市民税額（※）の合計、認定区分、児童のクラス年齢、保育必要量に応じて決定します。父母が市民税非課税で、同居の祖父母が家計の主宰者とみなされる場合は、家計の主宰者の市民税額で算定します。

利用者負担額は、児童の当該年度初日の前日時点の年齢により決定されますので、**年度の途中で誕生日を迎えても、その年度中は利用者負担額は変わりません。**

また、**年度途中で保育所利用開始した場合においても、当該年度初日の前日時点の年齢により決定されます。**

※ 利用者負担額を算定する際の市民税の所得割課税額は、寄付金税額控除、外国税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除額、寄付金税額控除における特例控除額の特例、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例を適用する前の金額となります。

会社員などの方

「給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」にある市民税の税額控除前所得割額から調整控除額を引いた金額となります。調整控除額は「給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」裏面にある計算方法をご確認ください。

自営業などの方

「市民税・県民税 税額決定納税通知書」にある市民税の算出所得割額計から調整控除額を引いた金額となります。

※ 4月～8月までの利用者負担額は前年度市民税額(平成30年度)、9月～3月までの利用者負担額は現年度市民税額(平成31年度)に基づき決定します。

新制度では、毎年9月が利用者負担額の切り替え時期となります。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度市民税額に基づく利用者負担額					現年度の市民税額に基づく利用者負担額						

<多子世帯の利用者負担額軽減制度>

- 1 C～D12階層における同一世帯に2人以上の小学校就学前支給認定子ども等が、保育所、幼稚園又は認定こども園等を利用している場合の当該小学校就学前支給認定子どもに係る利用者負担額は、当該児童のうち、年齢の高い順から2人目のときは半額とし、3人目のときは無料とする(100円未満の端数があるときは切り捨てる)。
- 2 世帯の市民税所得割課税額が57,700円未満の場合で、子どもが2人以上いる場合の利用者負担額は、当該子どものうち、年齢の高い順から2人目のときは半額とし、3人目以降のときは無料とする(100円未満の端数があるときは切り捨てる)。
- 3 世帯の市民税所得割課税額が77,101円未満の場合で、ひとり親世帯等に該当する場合の利用者負担額は、当該子どものうち、年齢の高い順から1人目のときは半額とし、2人目以降のときは無料とする(100円未満の端数があるときは切り捨てる)。ただし、3歳未満児のD4、D5階層において保育標準時間認定を受けている場合の利用者負担額は、当該子どものうち、年齢の高い順から1人目のときは、9,000円とし、2人目以降のときは無料とし、3歳未満児のD4、D5階層において保育短時間認定を受けている場合の利用者負担額は、当該子どものうち、年齢の高い順から1人目のときは、8,800円とし、2人目以降のときは無料とする。
- 4 上記1～3の軽減に該当しない場合で、3人以上の子供と生計を一にしている世帯において、当該子供のうち保育所、認定こども園又は特定地域型保育事業所を利用している児童で、第3子以降に該当するものが満3歳未満児(年度の初日の前日において満3歳に満たない児童をいう。)である場合の利用者負担額については、無料とする。